

企画県土警察常任委員会資料

(平成23年6月2日)

- 1 知事会議等の概要について 【企画課】・・・(別紙)
- 2 第7回関西広域連合委員会の概要について 【企画課】・・・(別紙)
- 3 航空自衛隊美保基地における機種変更等に係る事前協議について
【企画課】・・・(別紙)
- 4 新生公立鳥取環境大学の運営方針(案)等について
【新生公立大学設立準備室】・・・1ページ
- 5 地上デジタル放送への完全移行(7/24)に係る県内の状況について
【情報政策課】・・・17ページ

企 画 部

新生公立鳥取環境大学の運営方針（案）等について

平成23年6月2日
新生公立大学設立準備室

5月25日、第5回新生公立鳥取環境大学設立協議会を開催し、新生公立鳥取環境大学の運営方針案等をとりまとめたので報告します。

- 1 新生公立鳥取環境大学の運営方針（案）、新生公立鳥取環境大学の公立化後の定款案（骨子）について . . . 資料1、2のとおり
- 2 新生公立鳥取環境大学の学部学科改編の申請について
. . . 資料3のとおり
- 3 平成24年度入学試験について
. . . 資料4のとおり
- 4 今後の取組
今回とりまとめた、新生公立鳥取環境大学の運営方針（案）や法人定款案等について県議会及び鳥取市議会で御議論いただいた上で、9月には法定協議会設置、法人定款、財産出資について県、市議会に議案を提案することを検討中。

新生公立鳥取環境大学の運営方針（案）

I 趣旨

- ・鳥取環境大学は、鳥取県及び鳥取市が設置経費を負担して平成13年4月に公設民営方式の大学として開学したが、入学者の定員割れ、経営状況の悪化を来し、抜本的な改革が必要な状況となり、平成22年5月、鳥取環境大学から鳥取県及び鳥取市に対する公立化の検討の要請を受けた。
- ・そこで、県及び鳥取市により設置した鳥取環境大学改革案評価・検討委員会による公立化への検討を行い、鳥取県、鳥取市及び鳥取環境大学の三者で組織する「新生公立鳥取環境大学設立協議会」における検討、鳥取県議会、鳥取市議会の議論を経て、公立化を行うこととしたところ。
- ・公立化に当たっては、同協議会において、教育内容の改革、大学の新たな魅力づくり、運営体制の改革を柱とする公立大学法人化を行うにあたっての「総合的な改革案」をとりまとめたところ。
- ・いま日本は、大震災による環境・エネルギー問題や経済の停滞などが憂慮すべき状況となっており、環境への配慮をしつつ、持続可能な成長を図っていくことが強く求められている。新たにスタートを切る鳥取環境大学は「環境学部」、「経営学部」の2学部を備え、これらの問題に正面から向き合い、鳥取のフィールドからこれから日本の再生や地域の発展に大いに貢献するという使命を果たし、時代に求められる大学として新しく生まれ変わることが求められている。
- ・このたび、これらの改革案等に基づき、公立化後の鳥取環境大学の組織・運営についての方針を示すもの。

II 持続的経営のための取り組み

1 機動的・積極的な経営体制の確立

- ・受験者及び入学者の減少により持続的な経営が困難となった状況に鑑み、常に危機感を持ちながら学生や地域のニーズをくみ取った教育内容の改善、大学運営の改革、支出の適正化について、現在の学校法人の経営改善の取組を適切に継承し、不断の取り組みを行う。
- ・経営・教育研究等の重要事項の審議を行う経営審議会・教育研究審議会に大学運営や経営等の有識者の参画を行い、常に外部の感覚が反映される体制を構築する。
- ・更に、鳥取県及び鳥取市による法定協議会を設置し、設置団体として大学運営状況を把握し適切な指示を行う。
- ・また、理事長の任命・役員・職員体制の整備に、設置者である鳥取県及び鳥取市が適切に関与を行い、法人一丸となって目的意識・コスト意識を持った自立的・機動的な経営を行い、常に積極的な経営改善に取り組む体制を整える。

2 受験生・地域に支持され続ける大学づくり

- ・持続可能な経営のためには志願者の継続的な確保が必要であり、志願者拡大の明確な行

- 動目標を設定するとともに、常に教育内容の改善や魅力ある大学となる取組を行う。
- ・ 実社会において役立つ簿記などの実学教育、就職に有利な公認会計士など資格教育に力点を置き、地域社会・企業に必要とされる即戦力の人材の育成を行う。
 - ・ 現代のグローバルな社会において、鳥取の地から世界に羽ばたく人材を育成するため、外国大学との交流の拡大、学内に「多文化交流空間」を設置するなど語学教育の強化等により海外に開かれた大学を実現する。
 - ・ 公立大学として、地域社会が抱える課題の解決につながる教育、研究、地域貢献活動を鳥取県をフィールドとして行い、また、新たに設置する地域連携・協働総合研究センター（仮称）を拠点とした地域に開かれた活動により、地域の発展に貢献し地域社会の期待にこたえる。
 - ・ また、県内の知の拠点として小・中・高等学校との連携を深め、子どもたちの知的好奇心を高め、より高い学びにつながる「学びの場」としての大学を地域社会の中で創り上げる。
 - ・ 西部地区で学生の教育・実践実習、各種講座が常時開設できるサテライトキャンパスを設置するなど、県全域をエリアとする大学づくりを実現する。

3 経営状況等のチェック体制の構築

- ・ 法人運営に関わる鳥取県・鳥取市間の協議、決定を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 に基づく法定協議会を設置し、合わせて、業務運営に関する報告徴収、事業計画・実績等について審議を行い、設置団体として適宜経営に対する指示を行う。
- ・ 法人の経営に関する重要事項を審議する経営審議会においては、委員総数の 1/2 程度を学外委員として登用し、法人の経営面での責任を的確に果たしていく。
- ・ 大学の教育研究に関する重要事項を審議する教育研究審議会においては、委員総数の 1/3 程度を学外委員として登用することで、教育研究が時代や実社会に適合しているか、また時代の先を読んだ教育内容となっているかを常に点検する。
- ・ 経営審議会及び教育研究審議会が適切に審議を行い、理事長の下において経営と教学のバランスのとれた法人の運営を行う。

4 情報公開

- ・ 事業計画・事業実施の毎年度の報告に加え、事業の方向性や内容などの大学運営の全般について、県、鳥取市及びそれぞれの議会へ報告するものとする。
- ・ 地域社会に対する説明責任を果たすため、中期目標、中期計画、年度計画及びその評価結果、財務諸表等について公表し、情報公開を推進する。

III 目標・計画、評価

1 中期目標

県、市は、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、法人に指示の上、公表する。

2 中期計画

- ・ 法人は、中期目標に基づき、その目標を達成するための中期計画を作成し、知事及び鳥取市長の認可を受け、公表する。
- ・ 中期計画には出来る限り数値目標や達成年次を示す。
- ・ 法人は中期計画に基づき、年度計画を定め、県及び鳥取市に届出の上、公表する。

3 評価

- ・ 法人の業務評価を行うため、県及び鳥取市の附属機関として評価委員会を設置する。
- ・ 評価委員会は、第三者機関として公正・厳正な評価を行う必要があるため、外部有識者5名以内で組織する。
- ・ 法人は各事業年度の業務の実績について評価委員会の評価を受ける。

IV 組織運営

1 公立大学法人の設立

公立大学法人鳥取環境大学（以下「法人」という。）の設立は平成24年4月1日を目途とする。

2 法人の役員

- ・ 法人としての執行体制を確立するため、理事長、副理事長、理事（4人以内）、監事（2人以内）を置く。
- ・ 理事長は、法人運営の最高責任者として法人を代表し、その業務を総理する。
- ・ 理事長は、法人が設置する大学の学長となる。
- ・ 学長となる理事長の任命は、法人の申出に基づき、鳥取県知事、鳥取市長が協議し、任命する。
- ・ 法人の申出は、学長となる理事長を選考するために法人に設置される学長選考会議の選考に基づき行う。
- ・ 副理事長は、理事長を補佐して法人の業務を行う。
- ・ 副理事長及び理事は、理事長が任命を行う。
- ・ 監事の任命は鳥取県知事、鳥取市長が協議し、任命する。

3 経営審議会

- ・ 法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営審議会を置く。
- ・ 構成員は、10名以内（理事長、副理事長、理事、学外委員などで組織し、1／2程度の学外委員を任命する。）とする。
- ・ 審議事項は、次のとおりとする。
 - ・ 中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
 - ・ 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
 - ・ 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - ・ 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

- ・ 人事に関する方針及び基準に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの
- ・ 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- ・ その他法人の経営に関する重要事項

4 教育研究審議会

- ・ 大学の教育研究に係る重要事項を審議するため教育研究審議会を置く。
- ・ 構成員は15名以内（学長となる理事長、副理事長、理事、副学長、学部長（センター長）、学外委員などで組織し、1／3程度の学外委員を任命する。）とする。
- ・ 審議事項は、次のとおりとする。
 - ・ 中期目標についての意見に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
 - ・ 中期計画及び年度計画に関する事項（法人の経営に関するものを除く。）
 - ・ 学則（法人の経営に関する部分を除く。）、その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - ・ 教員の人事に関する方針及び基準に係る事項（法人の経営に関するものを除く。）
 - ・ 教育課程の編成に関する方針に係る事項
 - ・ 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
 - ・ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位授与に関する方針に係る事項
 - ・ 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - ・ その他大学の教育研究に関する重要事項

5 学長となる理事長の選考機関

- ・ 学長となる理事長の選考を行うため、学長選考会議を置く。
- ・ 構成員は経営審議会から選出された委員3名、教育研究審議会で組織された委員3名の計6名の組織（学外委員を含める。）とする。

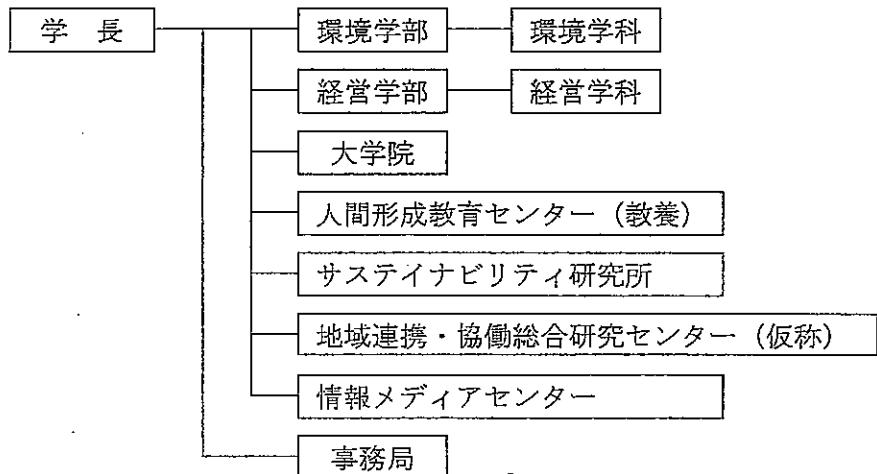
6 役員の任期

- ・ 学長となる理事長の任期は、4年とする。（なお、法人化後最初の学長の任期については、4年を超えない範囲内において、別途検討の上設定する。）
- ・ 副理事長及び理事の任期は、4年（学長となる理事長の任期末を超えない範囲）以内で理事長が定める。
- ・ 監事の任期は、2年とする。
- ・ 役員は再任されることができる。

7 大学組織

- ・ 環境学部環境学科と経営学部経営学科の2学部2学科体制とする。
- ・ （財）とっとり地域連携・総合研究センターと統合して地域連携・協働総合研究センター（仮称）を設置し、地域連携に関する実績を継承し地域に開かれた大学活動の拠点とする。
- ・ 地球環境問題を解決していくため、サステイナビリティ研究所を引き続き設置し、その研究成果を地域社会へ提供・還元する。

【公立化後の鳥取環境大学の組織図】



V 人事、給与制度

1 人事、評価制度

- ・職員の身分は非公務員とする。
- ・教員については任期制を導入する。
- ・教員評価制度の本格導入等を行うとともに、昇任、賞与等における勤務・業績評価に基づく成績方式を導入する。

2 報酬・給与

役員報酬や職員給与等については、国、他大学、民間の情勢に配慮しつつ、県、市の給与の状況を十分踏まえ、県民、市民の理解が得られる報酬、給与制度を構築する。

3 服務・勤務時間

大学の公的な性格に鑑み、適正な服務規律を定めるとともに、大学の教育研究業務の特殊性に配慮しつつ多様な勤務時間制度のあり方の検討を進める。

VI 財務会計制度

1 会計制度、会計基準

法人の会計は、原則として企業会計原則による。

2 運営費交付金

- ・法人独自の方針に沿った財務運営を可能とするため、県及び鳥取市から使途の内訳を特定しない運営交付金を交付する。
- ・運営交付金については、地方交付税措置の状況を踏まえながら、適切な算定ルールを構築する。

3 授業料等収入の取り扱い

- ・ 授業料等大学の料金については、県及び鳥取市議会の議決を経て、県及び鳥取市が認めた範囲で、法人が適切に設定する。
- ・ 料金は、教育の機会均等、公立大学の地域における役割、法人の経営状況などを踏まえながら設定する。

4 土地・建物等財産の出資

- ・ 県・鳥取市が出資する財産は、鳥取環境大学設立当時に県と鳥取市が整備した大学敷地内の土地・建物（一部建物を除く。）とする。

5 その他の資産

- ・ 現在の学校法人が保有している金融資産は、平成23年度末に32～34億円程度となる見込み。
- ・ 公立化当初の学生定員が充足するまでの経営安定化資金や、新たな設備投資、教育研究活動の向上のための設備の充実等に充てるため、現在学校法人が保有している金融資産のうち約12～14億円程度を法人に保有させ、残余については、公立化後県及び鳥取市が設置者として責任をもって運営に要する経費を負担することに鑑み、各10億円程度を県及び鳥取市に寄附する。

VII 法人化のスケジュール

平成23年6月 県・鳥取市6月議会（大学運営方針、法人定款案等の報告）

9月 県・鳥取市9月議会（法定協議会設置・法人定款議決、財産出資議決）

12月 法人設立認可（設置者変更、学校法人解散）申請

平成24年2月 県・鳥取市2月議会（中期目標の制定、運営費交付金予算議決）

4月 公立大学法人設立

新生公立鳥取環境大学の公立化後の定款案（骨子）

1 法人の目的

未来社会の持続的発展を支えるため、環境に恵まれた鳥取のフィールドを舞台に、環境マインドと経営感覚に優れ、この地域における自然環境や人と人とのつながりを原点においていたローカルな視点を保ちながら、これから日本や世界が進むべき方向をグローバルに思考し、地域を担い世界に羽ばたく人材の育成を行う。

2 法人の名称

新たに設置する公立大学法人の名称は、「公立大学法人鳥取環境大学」(以下「法人」という。)とする。

3 法人の設立団体

法人の設立団体は、鳥取県及び鳥取市とする。

4 法人の責務（※独自規定）

法人は、鳥取県及び鳥取市が設立することに鑑み、鳥取県民及び鳥取市民(以下「県民等」という。)に支えられる法人であることを理解の上、積極的に地域社会の発展に貢献することにより、県民等の期待にこたえるとともに、法人の運営状況、財政状況その他の情報の透明性を確保し、県民等の信頼を得るよう努めなければならない。

5 法人の役員

法人に、次の役員を置く。

- ① 理事長
- ② 副理事長
- ③ 理事 4人以内
- ④ 監事 2人以内

6 理事長及び学長

(1) 理事長は、法人運営の最高責任者として法人を代表し、その業務を総理する。

法§13 I 理事長は、地方独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

(2) 理事長は、法人が設置する大学の学長となる。

法§71 I 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとすることができる。

(3) 学長となる理事長の任命は、法人の申出に基づき、鳥取県知事及び鳥取市長が協議の上、任命する。

法§71 II 前項の規定により大学の学長となる公立大学法人の理事長の任命は、(略)、当該公立大学法人の申出に基づいて、設立団体の長が行う。

(4) (3)の法人の申出は、次に掲げる委員各3人により構成する学長選考会議の選考に基づき行う。

- ① 経営審議会の委員のうちから互選された者
- ② 教育研究審議会の委員のうちから互選された者

法 § 71IV 選考機関は、公立大学法人が設置する大学ごとに、第 77 条第1項に規定する経営審議機関を構成する者の中から当該経営審議機関において選出された者及び同条第3項に規定する教育研究審議機関を構成する者の中から当該教育研究審議機関において選出された者により構成するものとする。

(5) (3)及び(4)にかかわらず、法人の成立後最初の学長となる理事長の任命は、法人の申出及び理事長選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、鳥取県知事及び鳥取市長が協議の上、任命する。

法 § 72 I 学長となる理事長の公立大学法人の成立後最初の任命については、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づくことを要しないものとし、定款で定めるところにより、設立団体の長が任命するものとする。

7 副理事長

理事長を補佐し、理事長不在時の代理を行うため、副理事長を置く。

法 § 12 地方独立行政法人に、役員として、理事長一人、副理事長、理事及び監事を置く。ただし、定款で副理事長を置かないことができる。

法 § 13 II 副理事長は、地方独立行政法人を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

法 § 14 III 副理事長及び理事は、第1項各号に掲げる者のうちから、理事長が任命する。

8 理事

法人に、理事長及び副理事長を補佐し、法人業務を行う理事を4人以内で置く。

法 § 13 III 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して地方独立行政法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

9 監事

監事は2人以内とし、弁護士、公認会計士、税理士その他の監査に関する実務に精通している者のうちから、鳥取県知事と鳥取市長が協議の上、任命する。

法 § 13 IV 監事は、地方独立行政法人の業務を監査する。

法 § 13 V 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は設立団体の長に意見を提出することができる。

10 役員の任期

(1) 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

法 § 74 I 公立大学法人が設置する大学の学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、当該大学に係る選考機関の議を経て、当該公立大学法人の規程で定めるものとする。

- (2) (1)にかかわらず、法人が設置する大学の設置後最初の学長となる理事長の任期は、6年を超えない範囲内で定める。

法 § 72 I 学長となる理事長の公立大学法人の成立後最初の任命については、(略)、当該公立大学法人の申出に基づくことを要しないものとし、定款で定めるところにより、設立団体の長が任命するものとする。

法 § 74 II 前項の規定にかかわらず、公立大学法人が設置する大学の設置後最初の当該大学の学長の任期は、6年を超えない範囲内において、定款で定めるものとする。

法 § 74 III 学長となる理事長の任期は、(略)、前2項の規定により定められる学長の任期によるものとし、第8条第1項第6号の規定にかかわらず、これを定款に規定することを要しないものとする。

- (3) 副理事長及び理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

法 § 74 IV 公立大学法人の副理事長及び理事の任期は、(略)、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

法 § 74 V 前項に規定する副理事長及び理事の任期は、(略)、これを定款に規定することを要しないものとする。

- (4) 監事の任期は、2年とする。

法 § 15 I 役員の任期は、4年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (5) 役員は、再任されることができる。

法 § 15 II 役員は、再任されることができる。

11 経営審議機関

- (1) 法人の経営に関する重要な事項を審議するため、経営審議会を置く。
- (2) 経営審議会は、委員10人以内で組織する。
- (3) 委員は、次のとおりとする。
- ① 理事長
 - ② 副理事長
 - ③ 理事長が指名する理事又は職員
 - ④ 学外委員
- (4) 学外の幅広い意見を反映させるため、委員総数の1／2程度を学外委員とする。

法 § 77 I 公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人の経営に関する重要な事項を審議する機関(次項において「経営審議機関」という。)を置くものとする。

法 § 77 II 経営審議機関は、理事長、副理事長その他の者により構成するものとする。

12 教育研究審議機関

- (1) 大学の教育研究に関する重要な事項を審議するため、教育研究審議会を置く。
- (2) 教育研究審議会は、委員15人以内で組織する。
- (3) 委員は、次のとおりとする。

- ① 学長となる理事長
 - ② 副理事長
 - ③ 学長となる理事長が指名する理事又は職員
 - ④ 学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長
 - ⑤ 学外委員
- (4) 学外の幅広い意見を反映させるため、委員総数の1／3程度を学外委員とする。

法 § 77Ⅲ 公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学ごとに当該大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関(次項において「教育研究審議機関」という。)を置くものとする。
 法 § 77Ⅳ 教育研究審議機関は、学長、学部長その他の者により構成するものとする。

13 審議機関の審議事項等

経営審議会	教育研究審議会
法人の経営に関する重要事項を審議 理事長、副理事長、理事長が指名する理事及び学外委員で構成	大学の教育研究に関する重要事項を審議 学長となる理事長、副理事長、学長となる理事長が指名する理事又は職員、学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長及び学外委員で構成
①中期目標についての意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの ②中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの ③学則(法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項 ④予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ⑤人事に関する方針及び基準に関する事項のうち、定数その他の法人の経営に関するもの ⑥組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 ⑦その他法人の経営に関する重要事項	①中期目標についての意見に関する事項(法人の経営に関するものを除く。) ②中期計画及び年度計画に関する事項(法人の経営に関するものを除く。) ③学則(法人の経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項 ④教員の人事に関する方針及び基準に係る事項(法人の経営に関するものを除く。) ⑤教育課程の編成に関する方針に係る事項 ⑥学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項 ⑦学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項 ⑧教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 ⑨その他大学の教育研究に関する重要事項

新生公立鳥取環境大学の学部学科改編の申請について

「鳥取環境大学の総合的な改革案」に基づく学部学科改編の内容（環境学部環境学科と経営学部経営学科の設置）については、文部科学省との事前相談を行っていたところ、同省との調整が整ったため、5月中に正式に届出を行う。

（教職課程の設置認定については、7月中の申請に向け、文部科学省と継続して協議中）

届出の概要

1 学部学科改編について

平成24年4月から、環境学部環境学科と経営学部経営学科の2学部2学科制とする。

※現在1学部4学科（環境情報学部（環境政策経営学科、環境マネジメント学科、建築・環境デザイン学科、情報システム学科）

2 教育内容について

(1) 人間形成（教養）科目の主な内容

- ・全国的な著名人や大学のアドバイザーを講師に、最先端の知識と情報を吸収
- ・地域特有の文化・産業や鳥取の自然、文化、歴史を学ぶ（漫画家や漫画文化の研究者を講師に招聘し漫画の様々な側面について学ぶ「まんが文化論」の新設、ジオパークなど鳥取独自の地域資源を学ぶ「鳥取学」の拡充 等）
- ・実務的な英語力のスキルアップ

＜主な科目＞

環境学概論、特別講義、鳥取学、ビジネス英語、国際交流論、ロシア語 等

(2) 環境学部の主な内容

- ・自然環境保護の視点を持った農林水産業の振興に貢献できる人材の育成
- ・廃棄物マネジメントを総合的に学習
- ・これまでも先進的に取組んできたバイオマス関連の研究をさらに展開

＜その他の主な科目＞

自然環境保全概論、環境マネジメント概論、循環型社会形成概論、漁業資源保全学、廃棄物マネジメント学、環境学フィールド演習、動物行動学、地域交通システム論 など

(3) 経営学部の主な内容

- ・山陰初の経済・経営系の学部として、地元企業が求める経営人材の育成
- ・環境を意識しながら地域活性化につなげる研究
- ・貿易の実務者を招聘した「アジア交易とビジネス取引」や、企業の経営者等を招聘した「経営・ビジネス特論」により、実学を学び、社会の実際に触れる。
- ・海外とビジネスを行うための実務的なスキルの習得

＜その他の主な科目＞

観光経営概論、農業経営概論、地域経営論、エコツーリズム論、貿易実務英語、経営シミュレーション など

(4) 資格教育の充実

- ・理科の中學・高校教諭の免許状が取得できる科目を新たに編成
- ・簿記、金融・保険関係（フィナンシャルプランナー等）等の就職に役立つ実務的な資格の取得につながる科目を充実

3 教員について

新たな学部学科の設置に伴い、専門課程15名、教職課程4名の専任教員が新たに着任

（公立化後の専任教員数50名中、19名（約4割）が新任）

（専門課程については、40名中、15名（約4割）が新任）

【参考】新たに招聘する教員の状況

環境学部

【エネルギー・バイオ分野】

- ・東京大学名誉教授（横山伸也氏／バイオマス研究の第一人者。地球温暖化対策等への造詣も深い）

【農業政策分野】

- ・京都大学大学院教授（農業土木学・農村計画学・地域計画学に精通。）

【廃棄物分野】

- ・前財団法人日本産業廃棄物処理振興センター国際協力部長（松村治夫氏／廃棄物処理の専門家）
- ・北海道大学大学院助教（廃棄物工学の専門家）

【地形・地質分野】

- ・鳥取大学名誉教授、元地域学部長（岡田昭明氏／鳥取砂丘や大山等、県内の自然環境研究の第一人者）

【水・土壤環境分野】

- ・京都大学大学院助教（海洋微生物学の専門家）
- ・オハイオ州立大学環境自然资源学部博士研究員（角野貴信氏／土壤学の専門家）

経営学部

【金融分野】

- ・一橋大学名誉教授（数理統計学、統計ファイナンスを専門とする金融工学の権威）
- ・ファイナンシャルプランナー（泉美智子氏／わかりやすく経済学を伝える活動を全国で展開）

【経営戦略・マーケティング分野】

- ・京都大学大学院教授（経営学の観点からの組織研究などに精通）
- ・九州共立大学准教授（マーケティング・デザイン分野の専門家。元民間企業の商品開発担当）

【国際分野】

- ・広島大学大学院教授、社会科学研究科長、元経済学部長（富岡庄一氏／ロシアをはじめとする海外の経済史経営史の専門家）
- ・財団法人福岡アジア都市研究所研究員（新井直樹氏／地域政策、観光政策、インバウンドの専門家）

【地域振興分野】

- ・京都大学大学院地球環境学教授（武部隆氏／農業経営、資源利用評価の専門家）
- ・神戸大学大学院経営学研究科博士課程修了（酒井裕規氏／交通経済、公益事業論の専門家）

※一部教員については、現勤務先との関係があるため氏名を掲載していません。

平成24年度 鳥取環境大学入学試験の方針、実施案について

受験生は既に入試の準備段階に入っていることから、試験種別、日程、科目等の大幅な内容変更は行わず、緩やかに公立大学入試への移行を図りつつ、入学生の確保を図る。

入学定員の充足

- ・同規模の地方公立大学並の推薦入試定員とし、入学定員の40%を確保
- ・これまで通りのきめ細かい入試（試験種別、回数）を実施することにより入学生を確保

学力の高い入学生を選抜

- ・一般入試、大学入試センター試験利用入試の募集定員を拡大
- ・AO入試の選抜方法に集団面接を追加し、基礎学力のある学ぶ意欲の強い学生を選抜

県内高校に配慮

- ・県内高校の指定校推薦入試は実施

[平成24年度入試案]

試験種別	募集人員	試験月
AO入試	14名	9月
一般公募制推薦入試（1期）、指定校推薦入試	90名	11月
一般公募制推薦入試（2期）	20名	12月
一般入試A方式	94名	2月
一般入試B方式	14名	
大学入試センター試験利用入試（1期）	30名	1月 ～3月
大学入試センター試験利用入試（2期）	10名	
大学入試センター試験利用入試（3期）	4名	
入学定員	276名	

[参考：平成23年度入試]

試験種別	募集人員	試験月
AO入試（第1回）	28名	9月
AO入試（第2回）	26名	10月
一般公募制推薦入試（1期）、指定校推薦入試	78名	11月
一般公募制推薦入試（2期）	14名	12月
一般入試A方式	80名	2月
一般入試B方式	14名	
一般入試C方式	4名	3月
大学入試センター試験利用入試（1期）	26名	1月 ～3月
大学入試センター試験利用入試（2期）	6名	
大学入試センター試験利用入試（3期）	若干名	
入学定員	276名	

地上デジタル放送への完全移行(7/24)に係る県内の状況について

1 概要

- ・地上デジタル放送への移行は、放送サービスの高度化、電波の有効利用等を目的に国策として推進されており、本年7月24日をもってアナログ放送は終了する。
- ・対策主体は国(総務省中国総合通信局)と放送事業者により組織される推進協議会や国の関係機関(総務省テレビ受信者支援センター(通称デジサボ)、地デジチューナー支援センター)であるが、県内情報格差是正の観点から県も積極的に関与している。

(参考)昨年12月末現在の受信機世帯普及率95.5% (サンプル数199) (国公表資料)

2 推進状況

(1)送信対策(実施主体:放送事業者等)

- ・放送事業者によるデジタル中継局はすべて整備済である。
- ・県内15市町村のすべての世帯でケーブルテレビの視聴が可能である。(世帯カバー率96.9%)

(2)辺地自主共聴施設のデジタル化対応(実施主体:テレビ共聴組合)

- ・アナログ放送受信のために設置されている共同アンテナのデジタル化改修等が必要となる。
- ・国が市町村等を通じて共聴組合への働きかけを行い、7月までにすべてデジタル化が完了する見込みである。

(3)集合住宅共聴施設及び受信障害対策共聴施設のデジタル化対応(実施主体:施設所有者、管理者)

- ・マンション等集合住宅やビル陰による受信障害対策用の共同アンテナのデジタル化改修等が必要となる。
- ・デジサボが施設所有者等への働きかけを行い、7月までにすべてデジタル化が完了する見込みである。

(4)「新たな難視」世帯の解消(実施主体:各受信世帯)

- ・アナログ放送では戸別アンテナ受信できていたが、デジタル放送では受信できない「新たな難視」が10市町村50地区で277世帯発生している。(国公表資料、4月27日現在)
- ・推進協議会が該当世帯への周知を行いながら対策にあたっている(対策経費への国庫補助あり)が、4地区13世帯で住民合意の遅延等により当面暫定的衛星対策の可能性がある。

(5)デジタル混信への対策(実施主体:各受信世帯)

- ・外国や他中継局の電波からの混信を受けて受信障害が発生しており、推進協議会が市町村等の協力を得ながら該当世帯への周知を行っている。(対策経費は全額国庫負担)

市町村(地区)	原 因	世 帯 数	対 策	現 情
大山町(町内)	韓国波	約1,400	ケーブルテレビ加入	全世帯周知済、申出により対応
鳥取市(北園)	他中継局	調査中	検討中	地区周知済、調査中

(6) 低所得世帯へのチューナー無償給付支援制度の周知(実施主体: 総務省地デジチューナー支援センター)

- ・低所得世帯(※)には、申請により全額国庫負担で地デジ簡易チューナー1台が無償給付される。
- ・チューナー支援センターが市町村等の協力を得ながら対象世帯の把握や周知を行っているが、個人情報保護のため特に市町村民税非課税世帯の把握が困難であり、推定される対象世帯数に比べ申込数が少ない現状にある。
- ・県は市町村と連携して公営住宅入居世帯にチラシを全戸配布する等積極的に周知を行っている。
※①NHK受信料全額免除世帯(生活保護世帯、障がい者がいる世帯で世帯全員が市町村民税非課税の世帯、社会福祉施設入所世帯)
②市町村民税非課税世帯

(7) 高齢世帯に対する周知(実施主体: デジサポ等)

- ・高齢世帯には一般的な周知広報だけでなく、能動的アプローチ等のきめ細やかな対策が必要であり、デジサポが高齢世帯への声かけ等を行う地デジボランティア活動を推進している。(自治会長や民生委員、企業OB団体等約3,600名参加)
- ・一部市町村では雇用基金を活用して、高齢世帯への電話確認や訪問調査を実施している。

(8) 最終相談対応体制(実施主体: デジサポ等)

- ・デジサポが各市町村役場等に「臨時相談コーナー」を設置する予定である。(6月15日～8月26日)
- ・国が中心となって、完全移行後を含む相談対応体制を関係諸機関で連携して構築している。

3 県の対応

(1) 国要望

- ・国策として推進されていることから、受信対策における国庫補助拡充等について、様々な機会を捉えて、県として要望してきた。また、全国都道府県等と連携して要望活動を行ってきた。

(2) 補助制度

- ・民放地上デジタル放送中継局整備支援事業により送信対策への支援を、地上デジタル放送受信支援事業により受信対策(共聴新設・改修)への支援を行っている。

(3) 広報

- ・県政だより、新聞お知らせ、県庁前電光掲示板等により周知広報を行っている。

(4) 市町村への協力依頼

- ・市町村長宛に受信対策(チューナー無償給付支援制度の周知、高齢世帯等への周知)への協力依頼を行っている。

(5) 関係諸機関との連絡調整

- ・国、放送事業者、デジサポ、チューナー支援センター、市町村等と連携し、諸課題への対応を行っている。

(6) 県施設のデジタル化

- ・施設所管課へ、県施設のデジタル化対応について周知を行っている。